平成２９年（フ）第１１８号
茨城県日立市相田町１丁目15番21―101号
債務者　落合　幸江
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第５２号
熊本県荒尾市八幡台４丁目５番４号３　県営住宅八幡台団地４棟３号
債務者　田嶌　明美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第７８７９号
東京都足立区保木間５丁目32―３―507
債務者　金子　美穂
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９１０号
東京都三鷹市下連雀２丁目28―９
債務者　宮下　明久
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９１１号
東京都練馬区関町北２丁目28―18　エスエスビル１・302
債務者　中田　育恵
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９２４号
東京都練馬区田柄５丁目14―13　理陽産業（株）402
債務者　中井　智之
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９２８号
東京都江戸川区東葛西７丁目13―17
債務者　高橋　　実
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９３０号
東京都大田区大森西１丁目８－６―602
債務者　盛　　治男
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９３９号
東京都世田谷区桜丘２丁目19―14―301
債務者　北嶋　梨恵
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９４０号
埼玉県川口市元郷５丁目15―２―105
債務者　順毛　香織
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９４１号
東京都新宿区西新宿４丁目８―34―103
債務者　前田　　純
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９４３号
東京都足立区保木間４丁目45―８―503
債務者　貞松　柔太
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９４７号
千葉県松戸市松戸1115―101
債務者　鈴木　孝一
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９４８号
東京都八王子市川口町3346
債務者　橋本　　誠（旧姓仲宗根）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７９４９号
東京都品川区西中延１丁目２―25―401
債務者　熊谷　　学（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部